

平成 2 6 年 6 月 定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成 2 6 年 6 月 1 2 日)

福 祉 保 健 部

請 願 (新規)

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
26年-7号 (26.6.3)	福 祉 保 健	<p>さらなる年金削減の中止を求める意見書の提出について</p> <p>全日本年金者組合鳥取県東部支部</p>	<p>1 平成24年臨時国会において、国民年金法等改正法が成立したことにより、マイナスの物価スライドを行わず、本来の年金額よりも高い特例水準となっている年金を早期に計画的に解消するため、平成25年10月から1%、平成26年4月から更に1%、平成27年4月から更に0.5%、年金を削減することとされた。</p> <p>2 国においては、平成25年8月21日に、社会保障制度改革国民会議の審議結果を踏まえ、社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置として、社会保障制度改革の推進に関する骨子を閣議決定するとともに、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律を制定し、その中で、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置することなどが定められた。また、平成26年2月14日には、第1回社会保障制度改革推進本部が開催され、今後の進め方として、成立済みの年金関連4法を着実に施行しつつ、社会保障改革プログラム法に掲げられた中期的課題の検討を行うことが示されたところである。</p> <p>3 年金の制度改革は、持続可能性、世代間の公平性などの観点から社会保障制度全体の枠組みの中で、国において総合的に検討されるべきものであり、今後、この骨子に掲げられた事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされていることから、この推進会議等での議論の行方を注視することとしている。</p>

請 願 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
26年-8号 (26.6.3)	福 祉 保 健	<p>「介護・医療総合確保法案」の撤回を 求める意見書の提出について</p> <p>全日本年金者組合鳥取県東部支部</p>	<p>1 平成25年8月の社会保障制度国民会議の報告及び平成25年12月の社会保障審議会の医療部会及び介護保険部会のとりまとめを踏まえ、地域医療ビジョンの策定及び介護保険制度の改正等を含めた「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が現在、国会で審議中である。</p> <p>2 地域医療ビジョンは、その地域にふさわしい医療機能の分化・連携を進めるため、各都道府県が策定するものであるが、国がその指針となるガイドラインを策定する予定であり、その動向を見守ることとしている。</p> <p>3 介護保険制度の改正は、団塊世代が後期高齢者となる2025年に向け要介護認定者が増加し、介護に要する費用も急増していくことから、サービス提供体制及び費用負担の見直しを進めるものであるが、平成26年4月に厚生労働省に対して、介護保険制度が今後も安定して持続する制度となるよう要望を行った。</p>

陳 情 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
26年-12号 (26.6.10)	福 祉 保 健	<p>要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増中止を求める意見書の提出について</p> <p>鳥取県社会保障推進協議会</p>	<p>1 平成25年8月の社会保障制度国民会議の報告及び平成25年12月の社会保障審議会の介護保険部会のとりまとめを踏まえ、介護保険制度の改正等を含めた「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が現在、国会で審議中である。</p> <p>2 介護保険制度の改正は、団塊世代が後期高齢者となる2025年に向け要介護認定者が増加し、介護に要する費用も急増していくことから、サービス提供体制及び費用負担の見直しを進めるものであるが、平成26年4月に厚生労働省に対して、持続可能な制度の構築、国と地方の役割分担及び地方の財政負担のあり方について十分に対応するよう要望を行った。</p>